

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 従事者共済会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会定款第2条第14号に基づく従事者共済会（以下「共済会」という。）事業の適正な運営と、従事者の福利増進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 共済会は、次の共済事業を行う。

- (1) 退職共済金の給付
- (2) 資金の貸付
- (3) その他加入者の福利厚生に関する事業

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業主 民間社会福祉施設、事業所又は団体（以下「施設等」という。）を経営する法人及び個人経営者並びに任意団体の経営者
- (2) 契約者 東京都社会福祉協議会会員で共済契約の当事者である事業主
- (3) 加入者 契約者が経営する施設等に勤務する有給の役員及び職員のうち、就業規則、労働協約等により、退職金制度の受益者とされた者
- (4) 共済契約 契約者が共済会にこの規程で定める退職金制度に必要な資金を預託することを約し、共済会は契約者から権限の委任を受け、すべての契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約する共済会と事業主間の契約

第2章 組織及び運営

(代議員会)

第4条 東京都社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、この事業に関し加入者の総意を明確にするとともに適正な運営と健全財政を期するために、従事者共済会代議員会（以下「代議員会」という。）を設ける。

- 2 代議員会の代議員は、60名以内とし、加入者の互選により選出された者及び会長が推薦する者をもって構成し、会長が委嘱する。
- 3 代議員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 4 代議員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 共済契約の締結及び解除に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算に関する事項
 - (3) 資金の管理、財政計算に関する事項
 - (4) 事業報告及び決算に関する事項
 - (5) 規程の改廃に関する事項
 - (6) その他、第1項の目的のために必要な事項
- 5 代議員会に関する事項は、本条に定めるほか、会長が別に定める。

(幹事会)

第5条 代議員会のもとに幹事会を設ける。

- 2 幹事会の幹事は、32名以内とし、代議員及び会長が推薦する者をもって構成する。
- 3 幹事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業の執行に関する事項
 - (2) 代議員会に付議する事項
- 4 幹事会に関する事項は、本条に定めるほか、会長が別に定める。

(資産運用委員会)

第6条 幹事会のもとに資産運用委員会を設ける。

2 資産運用委員会は、次の事項を協議する。

(1) 資産の運用に関する事項

(2) 幹事会に付議する事項

3 資産運用委員会に関する事項は、本条に定めるほか、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 会長は、代議員会で決定した事業計画を円滑に進めるため、その事務処理を掛金総額の 1.3/46 の範囲内で事務局に行わせることができる。

第3章 退職共済金及び貸付金

(共済契約の締結)

第8条 事業主は、共済契約を締結しようとするときは、施設等ごとに、所定の様式により会長に申込みをしなければならない。

2 共済契約の当事者となる事業主は、東京都社会福祉協議会会員であることを要する。

3 会長は、共済契約の申込みを承諾したときは、遅滞なくその旨を事業主に通知又は連絡するものとする。

4 会長は、前項の共済契約の締結の適否について、代議員会の審議を得るものとする。

(共済加入の申請)

第8条の2 契約者が経営する施設等に勤務する有給の役員又は職員であつて、就業規則、労働協約等により、退職金制度の受益者とされる者は、契約者が締結する共済契約に加入すること（以下「共済加入」という。）ができる。

2 共済加入を希望する者は、契約者に手続を委任して、所定の様式により申請しなければならない。

3 会長は、共済加入を承認したときは、遅滞なくその旨を契約者を經由して加入者に通知するものとする。

(共済契約の成立)

第9条 共済契約は、会長が申込みを承諾した月の初日に成立したものとみなし、その日から効力を生ずる。

2 共済契約に係る書類は、会長と契約者各々が保管する。

(共済加入の成立)

第9条の2 共済加入は、会長が共済加入を承認した月の初日に成立したものとみなし、その日から効力を生ずる。

(共済契約の解除)

第10条 契約者において次の各号の一に該当するときは、契約者は、共済契約を解除することができる。

(1) 法人の解散

(2) 施設等の廃止

(3) 契約者が、共済契約の解除について加入者全員の同意を得たとき

2 契約者は、前項により共済契約を解除しようとするときは、その理由を明らかにして所定の様式により会長に通知しなければならない。

3 次の各号の一に該当するときは、会長は、代議員会の審議を得、共済契約を解除することができる。

(1) 契約者が正当な理由なくして契約条項を履行しないとき

(2) 第1項第1号又は第2号に該当する場合において、契約者から解除の通知がないとき

(加入者の退会)

第10条の2 次の各号の一に該当するときは、加入者は、共済加入から退会（契約者が締結する共済契約から離脱することをいう。）する。

(1) 加入者が退職したとき

(2) 加入者が、常時従事する有給の役員又は職員でなくなったとき

(3) 加入者が死亡したとき

(4) 加入者が、共済加入からの退会について契約者の承認を得たとき

(5) 共済契約が解除その他の事由により終了するとき

- 2 前項第1号から第4号までの規定により加入者が共済加入から退会するときは、契約者を經由して、その理由を明らかにして所定の様式により通知しなければならない。ただし、同項第2号又は第3号により加入者が共済加入から退会するときは、当該通知は、契約者をして行うものとする。

(共済加入の継続)

第11条 次の各号の一に該当する場合において、加入者が希望するときは、共済加入を継続することができる。

(1) 加入者が、共済契約を締結している法人内の施設等に異動したとき

(2) 加入者が、共済契約を締結している他法人の施設等へ転職したとき

- 2 前項の場合、加入者は、契約者に手続を委任して、所定の様式により共済加入の継続を申請しなければならない。

- 3 会長は、共済加入の継続を承認したときは、遅滞なくその旨を契約者を經由して加入者に通知するものとする。

(掛金の額)

第12条 掛金の額は、標準給与月額（第20条に定めるものをいう。）の1,000分の46とする。

(契約者及び加入者の掛金負担)

第13条 前条の掛金については、契約者が1,000分の23を、加入者が1,000分の23を折半して負担する。

(掛金の納付義務)

第14条 加入者は、共済加入成立の日の属する月から共済加入から退会した日の属する月までの掛金を、毎月、契約者を經由して、共済会に納付しなければならない。ただし、第26条に定める休職期間中は、掛金の納付を停止することができる。

- 2 契約者は、加入者の掛金を毎月とりまとめ、契約者負担分と合わせ当該月の末日までに納付しなければならない。

(入会金の納付義務)

第15条 新規に加入者になった者は、契約者を經由して、入会金300円を納付しなければならない。

- 2 前項の入会金は、掛金とあわせて当該月の末日までに納付しなければならない。
3 第1項の規定は、第11条の場合には適用しない。

(掛金等の不返還)

第16条 契約者が既に納付した入会金及び掛金は、その理由の如何にかかわらず返還しない。

(督促及び延滞利子)

第17条 会長は、掛金を滞納した契約者があるときは、2ヵ月以内の納付期限を付して督促通知をしなければならない。

- 2 前項の督促通知に付された納付期限を経過し、なお掛金を納付しない契約者に対しては、年利14.6%（年365日の日割計算）の割合で納付期限の翌日から納付した日までの日数によって計算した額の延滞利息を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情があるときは、会長は、代議員会の審議を得、延滞利息を減免することができる。

(退職共済金)

第18条 会長は、加入者が第10条の2により共済加入から退会したときは、第23条から第25条まで及び第29条の規定により加入者に退職共済金を給付する。ただし、第10条の2第1項第3号により退会した場合は、加入者の遺族に給付する。

2 前項の給付は、共済加入成立の日より1年以上掛金を納付した加入者を対象とする。

(遺族の範囲及び順位)

第19条 加入者の死亡により、退職共済金の給付を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出はしていないが加入者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で加入者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、加入者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 退職共済金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序によるものとし、同項第2号及び第4号に掲げる者にあつては、当該各号に掲げる順序による。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の順序による。

3 前項により、退職共済金を受けるべき同順位の遺族が2名以上あるときは、うち1名を代表者とする委任状の提出を受け、その代表者あてに給付するものとする。

(標準給与)

第20条 標準給与の等級及び月額は、加入者の給与月額に基づき、別表第1表の区分により定める。

2 前項により定められた標準給与の月額は、毎年10月に改定し、その年の10月から翌年9月までの標準給与の月額とする。

3 新規に加入者となった者は、共済加入の承認を得た日の現在の給与月額に基づき、これを定める。

4 この規程において給与とは、加入者が勤務の対価として受ける本俸又は報酬をいい、諸手当は含まない。

(標準給与月額の改定)

第21条 契約者は、毎年8月1日現在において在籍している全加入者の前3ヵ月の平均給与月額を、所定の様式により届け出なければならない。

2 前項によりできない場合、契約者は、別途定められた給与の計算方法により届け出るものとする。

(給付期間の計算)

第22条 退職共済金の算出の基礎となる期間の計算は、共済加入成立の日の属する月から共済加入から退会した日の属する月までの期間の月数とする。ただし、第26条に定める休職期間を除く。

(退職共済金の額)

第23条 退職共済金の額は、共済加入から退会した日の属する月以前の加入者であった全期間における標準給与月額の合計を総月数で除した額に、前条の期間に応じた別表第2表の給付率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、加入者が共済加入から退会した理由が、次の各号のいずれかに該当するときは、共済加入から退会した時期を起点としてその加入期間中の加入者掛金累積額を支払うものとする。

(1) 第10条第1項第3号又は同条第3項第1号の事由に基づき共済契約が解除されたことによる場合

(2) 第10条の2第1項第4号の規定による場合

(退職共済金の端数計算)

第24条 退職共済金の額に100円に満たない端数が生じたときは、これを切り上げる。

(退職共済金の請求)

第25条 退職共済金の給付を受けようとする加入者は、契約者に手続を委任して、所定の様式により請求しなければならない。ただし、やむを得ない事情により契約者を經由した請求をすることができない場合、加入者は、その理由を付して直接会長に請求することができる。

2 死亡による場合の退職共済金請求の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 遺族と死亡した加入者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は住民票(届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった事実を明らかにすることができる書類。)ただし、戸籍の謄

本は死亡を証する内容であること

- (2) 遺族が死亡した加入者の配偶者以外の者であるときは、その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類
- (3) 遺族が第19条第1項第2号及び第3号に掲げる者であるときは、加入者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類
- (4) 退職共済金の給付を受けるべき遺族に同順位が2名以上あるときは、これを明らかにすることができる書類

3 前項第4号による請求は、委任状により代表者をたてて行わなければならない。

(休職期間)

第26条 契約者は、共済加入期間中、次の各号に該当するときは、所定の様式により届け出ることができる。

- (1) 休職等の理由により加入者に給与を支給しなくなったとき
- (2) 復職等の理由により加入者への給与の支給を再開したとき

2 会長は、前項第1号の届け出を受けた場合は掛金の請求を停止し、同項第2号の届け出を受けた場合は掛金の請求を再開する。

3 加入者には、休職期間中もこの規程を適用する。

(掛金率の再計算)

第27条 会長は、この事業の適正な運営と健全財政を図るため3年毎に財政計画を再検討し、代議員会の同意を得、理事会及び評議員会の議を経て掛金率の修正を行う。

(請求権の消滅)

第28条 退職共済金の給付を受ける権利は、請求権の発生した日から5年以内に請求を行わないときは消滅する。

(退職共済金の支払)

第29条 会長は、第25条による退職共済金の請求を受理したときは、これを審査し退職共済金の請求者に対し2ヵ月以内に支払わなければならない。

(変更の届出)

第30条 契約者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、30日以内に所定の様式により届け出なければならない。

- (1) 法人名称・法人種別の変更があったとき
- (2) 施設等の名称の変更があったとき
- (3) 法人の代表者、住所、連絡先の変更があったとき
- (4) 施設等の住所、連絡先の変更があったとき
- (5) 加入者の氏名に変更があったとき

2 契約者は、すでに届け出た事項に誤りがあり、これを訂正し又は取り消そうとするときは、速やかに所定の様式により届け出なければならない。

(不服の申立て)

第31条 第2条に掲げる事業に関する共済会の措置に不服のある場合、契約者又は加入者は、会長に対し、文書をもって不服の申立てをすることができる。

2 会長は、前項による不服の申立てがあった場合、速やかに代議員会の審議を得、採決しなければならない。

(資金の貸付)

第32条 会長は、別に定める細則により、加入者に資金を貸し付けることができる。

第4章 資産及び会計

(資金の管理)

第33条 会長は、掛金及び掛金から生ずる果実、寄付金その他の管理について代議員会の審議を得、確実な有価証券を購入するか、銀行に預け、又は、信託会社に信託するものとする。

2 会長は、掛金の収納及び退職共済金の給付等に関する事務の一部を金融機関に代行させることができる。

(帳簿の保存、整備)

第34条 会長は次に掲げる帳簿を保存し、整備しなければならない。

- (1) 加入者に関する原簿
- (2) 退職共済金に関する帳簿
- (3) 会計に関する帳簿
- (4) その他業務に必要な諸帳簿

(財産の分離管理)

第35条 共済会は、契約者から預託された資産と、その他の資産を区分して管理する。

(債務の範囲)

第36条 共済会は、共済契約に基づき負担する債務については、契約者から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

(積立水準の回復計画)

第37条 財政検証により、積立水準の不足が明らかになった場合、共済会は、積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、共済会は、契約者に速やかに開示しなければならない。

(会計年度)

第38条 この事業の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 規程の改廃

(規程の改廃)

第39条 会長は、この規程を改廃しようとするときは、代議員会の同意を得、理事会の議を経なければならない。

第6章 解散

(解散)

第40条 会長は、やむを得ない事情により共済会を解散しようとする場合は、代議員会の同意を得、理事会及び評議員会の議を得て解散することができる。

(残余財産の配分)

第41条 会長は、前条により解散したときは、代議員会の同意を得、理事会及び評議員会の議を経て、加入者に対し、残余財産の額に応じて配分する。

第7章 その他

(細則の設定)

第42条 会長は、この規程の施行上必要があるときは細則を設けることができる。

(経過措置)

第43条 平成10年3月25日一部改正（平成10年10月1日施行）に伴い、改正前規程より移行する

加入者については、平成10年9月末日に退会したと想定した際に給付される金額から「みなし平均標準給与月額」を求め、改正後規程の給付額計算に組み入れて、移行時点の給付額を保障した上で、別表第3表の計算方法により退職共済金の額を算出する。移行時点で加入1年未満の加入者については、加入月数に応じて別表第4表の計算方法により算出するものとする。

- 2 平成15年5月29日一部改正（平成15年10月1日施行）及び令和3年3月24日一部改正（令和3年10月1日施行）に伴い、現加入者の新制度における退職共済金給付額の計算方法は、別表第5表の計算方法により算出するものとする。

付則 この改正規程は平成19年6月1日から施行する。

付則 この規程の改正は、平成29年5月29日から施行する。

付則 この規程の改正は、令和3年10月1日から施行する。

付則 この規程の改正は、令和7年3月18日から施行する。

昭和49年10月 1日	制 定	平成 6年 9月28日	〃
昭和50年10月 1日	一部改正	平成 9年 9月30日	〃
昭和51年10月 1日	〃	平成10年 3月25日	〃
昭和52年 3月29日	〃	平成12年 9月25日	〃
昭和53年10月 1日	〃	平成13年 3月29日	〃
昭和54年10月 1日	〃	平成15年 5月29日	〃
昭和55年10月 1日	〃	平成19年 3月29日	〃
昭和61年10月 1日	〃	平成19年 5月31日	〃
昭和62年 3月26日	〃	平成29年 5月29日	〃
昭和63年 3月24日	〃	令和 3年 3月24日	〃
平成 2年 3月15日	〃	令和 7年 3月18日	〃
平成 3年 3月27日	〃		

別表 第1表 標準給与月額等級及び掛金月額表

平成19年6月1日改正(単位:円)

等級	本俸月額	標準給与月額	納入掛金月額 46/1,000	掛金負担内訳	
				契約者 23/1,000	加入者 23/1,000
1	58,000 円未満	56,000	2,576	1,288	1,288
2	58,000 円以上 62,000 円未満	60,000	2,760	1,380	1,380
3	62,000 円以上 66,000 円未満	64,000	2,944	1,472	1,472
4	66,000 円以上 70,000 円未満	68,000	3,128	1,564	1,564
5	70,000 円以上 74,000 円未満	72,000	3,312	1,656	1,656
6	74,000 円以上 78,000 円未満	76,000	3,496	1,748	1,748
7	78,000 円以上 83,000 円未満	80,000	3,680	1,840	1,840
8	83,000 円以上 89,000 円未満	86,000	3,956	1,978	1,978
9	89,000 円以上 95,000 円未満	92,000	4,232	2,116	2,116
10	95,000 円以上 101,000 円未満	98,000	4,508	2,254	2,254
11	101,000 円以上 107,000 円未満	104,000	4,784	2,392	2,392
12	107,000 円以上 114,000 円未満	110,000	5,060	2,530	2,530
13	114,000 円以上 122,000 円未満	118,000	5,428	2,714	2,714
14	122,000 円以上 130,000 円未満	126,000	5,796	2,898	2,898
15	130,000 円以上 138,000 円未満	134,000	6,164	3,082	3,082
16	138,000 円以上 146,000 円未満	142,000	6,532	3,266	3,266
17	146,000 円以上 155,000 円未満	150,000	6,900	3,450	3,450
18	155,000 円以上 165,000 円未満	160,000	7,360	3,680	3,680
19	165,000 円以上 175,000 円未満	170,000	7,820	3,910	3,910
20	175,000 円以上 185,000 円未満	180,000	8,280	4,140	4,140
21	185,000 円以上 195,000 円未満	190,000	8,740	4,370	4,370
22	195,000 円以上 210,000 円未満	200,000	9,200	4,600	4,600
23	210,000 円以上 230,000 円未満	220,000	10,120	5,060	5,060
24	230,000 円以上 250,000 円未満	240,000	11,040	5,520	5,520
25	250,000 円以上 270,000 円未満	260,000	11,960	5,980	5,980
26	270,000 円以上 290,000 円未満	280,000	12,880	6,440	6,440
27	290,000 円以上	300,000	13,800	6,900	6,900

備考 1 掛金額 = 標準給与月額 × 46/1,000
2 掛金負担率 契約者 23/1,000 加入者 23/1,000

別表 第2表 退職共済金給付率表

令和3年10月1日改正

加入期間	給付率	加入期間	給付率	加入期間	給付率	加入期間	給付率	加入期間	給付率
1 年	0.4760	11 年	6.2715	21 年	12.3952	31 年	18.8996	41 年	25.2266
2 年	0.9742	12 年	6.8667	22 年	13.0292	32 年	19.5490	42 年	25.8066
3 年	1.5264	13 年	7.4657	23 年	13.6673	33 年	20.2021	43 年	26.3866
4 年	2.2080	14 年	8.0684	24 年	14.3096	34 年	20.8589	44 年	26.9666
5 年	2.7774	15 年	8.6750	25 年	14.9561	35 年	21.5194	45 年	27.5466
6 年	3.3504	16 年	9.2854	26 年	15.6067	36 年	22.1401	※以降1年ごとに 0.58加算	
7 年	3.9272	17 年	9.8996	27 年	16.2616	37 年	22.7632		
8 年	4.5077	18 年	10.5177	28 年	16.9211	38 年	23.3886		
9 年	5.0920	19 年	11.1395	29 年	17.5852	39 年	24.0164		
10 年	5.6799	20 年	11.7653	30 年	18.2539	40 年	24.6466		

別表 第3表
 制度改正（平成10年10月1日施行）に伴う現加入者（1年以上）の新制度における退職共済金給付額
 計算方法

〔手順1〕旧制度の平成10年9月末時点での給付額を求める。

①移行前3年間の
標準給与月額の平均

×

②旧制度の給付率

+

③付加給付金
(加入11年未満)

=

④移行時点での給付額

〔手順2〕新制度の「みなし平均標準給与月額」を求める。

④移行時点での給付額

÷

⑤新制度の給付率

=

⑥移行時点での
みなし平均標準給与月額

〔手順3〕新制度で全加入期間の平均標準給与月額を求める。

⑥移行時点での
みなし平均
標準給与月額

×

⑦移行時点の
加入期間

+

⑧移行後、退職までの
平均標準給与月額

×

⑨移行後、
退職までの
加入期間

=

⑪全加入
期間の
平均標準
給与月額

⑩全加入期間（⑦+⑨）

＊移行後、退職までの平均標準給与月額は、各法人の給与表、個人の昇給の仕方等で異なるため、予測される数値を入れる。

〔例：移行後24年で退職の場合〕

平成10年10月～11年9月	本俸 278,300 円	平均標準給与月額 280,000 円× 12 か月
平成11年10月～12年9月	本俸 286,800 円	平均標準給与月額 280,000 円× 12 か月
平成12年10月～13年9月	本俸 295,100 円	平均標準給与月額 300,000 円× 12 か月
平成13年10月～34年9月	本俸 （略）	平均標準給与月額 300,000 円×252 か月 (上限 300,000 円)
		85,920,000 円÷288 か月＝298,333 円

〔手順4〕新制度における給付額を求める。

⑪全加入期間の
平均標準給与月額

×

⑫全加入期間（⑦+⑨）
の新給付率

=

新制度における給付額

別表 第4表

制度改正（平成10年10月1日施行）に伴う現加入者（1年未満）の新制度における退職共済金給付額
計算方法

平成10年9月末時点で加入期間が1年未満の場合、退職共済金が支給されないため下記の手順により新制度へ移行する。

- 〔手順1〕「旧制度の仮給付率」を設定し、「仮給付額」を求める。
- 〔手順2〕「新制度の仮給付率」を設定し、「仮給付額」から「みなし平均標準給与月額」を求める。
- 〔手順3〕以降は、「別表第3表」〔手順3、4〕に準ずる。

〔仮給付率〕

加入期間	旧制度の仮給付率*1	新制度の仮給付率*2
1 か月	0.0431	0.0397
2 か月	0.0861	0.0793
3 か月	0.1292	0.1190
4 か月	0.1722	0.1587
5 か月	0.2153	0.1983
6 か月	0.2584	0.2380
7 か月	0.3014	0.2777
8 か月	0.3445	0.3173
9 か月	0.3875	0.3570
10 か月	0.4306	0.3967
11 か月	0.4736	0.4363

- *1 旧制度の仮給付率の求め方
 - 旧制度の標準給与月額18万円の「加入期間1年」で給付額（93,000円、付加給付金含む）を計算し、標準給与月額に対しての比率（0.5167）を12か月で按分
- *2 新制度の仮給付率の求め方
 - 新制度の「加入期間1年」の給付率（0.4760）を12か月で按分

別表 第5表

制度改正（令和3年10月1日施行）に伴う現加入者の新制度における退職共済金給付額計算方法

給付額

$$= A + B + C$$

※A<0のときは、A=0として計算する

A =

平成15年10月改定時の
平均標準給与月額

×

平成15年10月改定時の
旧給付率

－

平成15年10月改定時の
新給付率

B =

令和3年10月改定時の
平均標準給与月額

×

令和3年10月改定時の
旧給付率

－

令和3年10月改定時の
新給付率

C =

退職時の
平均標準給与月額

×

令和3年10月改定時の
新給付率